

番号：150987

国名：ベトナム

担当部署：ベトナム事務所

案件名：円借款事業実施促進業務【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：円借款案件実施促進
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年12月下旬～2016年5月中旬
- (2) 業務M/M：国内 0.5 M/M、現地 2.27M/M、合計 2.77M/M
- (3) 業務日数 準備期間5、派遣期間68、整理期間5

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月2日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出
又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.htm）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - 1) 業務実施の基本方針 16点
 - 2) 当該業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- 1) 類似業務の経験 40点
- 2) 対象国又は同類似地域での業務経験 12点
- 3) 語学力 16点
- 4) その他学位、資格等 12点

(計100点)

類似業務	円借款ディスバース促進に係る各種業務
対象国／類似地域	ベトナム／東南アジア地域等
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

2015年度9月末時点、ベトナム国における円借款事業の実施中案件は約款契約別にみると計約70件と案件監理業務が増加している(別添)。これまで円借款の案件監理は、一義的には円借款受入国側の責任として、実施機関、監督官庁などを通じた案件進捗状況のモニタリングや案件実施支援調査(SAF)実施による支援などにより、案件の進捗促進に努めてきた。これらに加え、四半期ごとのポートフォリオレビューミーティングを開催するとともに実施機関及び財務省・計画投資省が透明性を持って案件進捗を管理できるようシステム開発を行うといった対策を取ってきている。しかしながら特に、比較的大型ディスバースが見込まれている電力セクター・運輸セクター・水セクターなどの案件は、複雑な住民移転・補償の手続きがある他、入札手続き、実施機関の承認プロセス、ディスバース手続きに時間を要する例が多い。また、円借款手続きに不慣れな新規の実施機関も増加しているところ、全体的な実施機関の能力向上を常に図っていくとともに個別案件ごとに問題を分析し、効果的な方策(事業関係者による案件実施の促進、関係者間の見解の相違による進捗停滞の解消、承認手続き・ディスバース手続きの促進等)を考えJICA事務所として解決していくことが必要である。その際、年度末に向けて効率的に右業務を遂行するためにこれら問題の収集・把握・整理において円借款監理に知見を有するコンサルタントの投入が不可欠である。このような背景を踏まえ、本業務ではベトナム国

の円借款案件監理・事業促進において、豊富な実務経験と知見を有したコンサルタントを雇用することにより、関連する実施機関及び関係機関と協議を行うとともに、実施機関に対し、ディスバース手続き等の支援と指導を通じて、案件の実施促進を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、円借款プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上調査を行う。具体的担当事項は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年1月上旬)

ア 対象となる案件の事業の実施機関、ディスバース方式、進捗状況の確認・把握を行う。(L/A、進捗報告書、ディスバース状況進捗表等の受領、内容の精査)

(2) 現地派遣期間 (2016年1月中旬～3月末)

ア JICA ベトナム事務所と現時点での案件の進捗状況等を確認・把握する。

イ 実施機関、コンサルタント、コントラクター等と打合わせを行い、支援対象案件にかかる現場ベースでの進捗状況、執行上の課題の確認を行う。

ウ 執行上の課題を特定の上、実施機関及び JICA 事務所に対し、適切且つ具体的な対応策を提言し、その実施については、必要に応じて、実施機関を支援する。また、申請手続き、関係証憑書類の準備等を含めたディスバース手続きに係る支援・指導を行う。

エ 実施中の全案件のディスバース請求にかかるデータベースを活用し、アップデート及び改良する。

オ 案件管理に関する経験や、2015年度末までの実施促進業務を通じて得られた知見に基づき、JICA ルール (ディスバース手続・調達ガイドライン等)、契約監理に係る国際スタンダード、ベトナム国内法令との関係で、案件監理上典型的に生じる 이슈を整理しそれら課題への対応のノウハウ集約のアップデートをする。また、それら典型的な課題への対応策につき、越側監督機関及び JICA 事務所に助言する。

カ 以上の知見をもとにワークショップを開催し実施機関担当者の能力開発を行う。

(3) 整理期間 (2016年4月上旬～4月中旬)

最終報告の取纏め、及び今後の JICA がとるべき対応策につき、JICA に助言する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（３）専門家業務完了報告書とする。

（１）ワークプラン

英文４部（C/P 機関へ２部。JICA ベトナム事務所、JICA 本部（東南アジア第３課）へ各１部）

（２）現地業務結果報告書

英文１５部（C/P 機関（借入人及び各実施機関）、JICA ベトナム事務所、JICA 本部（東南アジア第３課）へ各１部）

（３）専門家業務完了報告書

和文２部（JICA ベトナム事務所、JICA 本部（東南アジア第３課）へ各１部）

また、現地派遣期間中・国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA ベトナム事務所に提出する。

なお、上記成果品は簡易製本とし、電子データと併せて提出すること。

９．見積書作成に係る留意点

本公示に係る見積書の精算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」を参照願います。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、成田 - ハノイ - 成田を標準とします。

１０．特記事項

（１）業務日程・執務環境

１）現地業務日程

現地派遣期間は２０１６年１月１３日から２月６日（第１回派遣）、２月１７日から３月３１日（第２回派遣）（月別の日数は２０１６年１月（約１９日）、２月（約１８日）、３月（約３１日））を想定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

２）現地での業務体制

現地業務は、財務省、円借款案件実施機関及び JICA ベトナム事務所との協議が中心となりますが、JICA ベトナム事務所と調整の下、柔軟な対応が求められます。

3) 便宜供与

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げのアレンジ
必要な移動に係る車両のアレンジ（市外地域への移動を含む）
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
JICA ベトナム事務所と協議の上、原則、業務従事者が実施。
- ⑥ 執務スペースの提供
業務に応じ、宿舎、相手国関係機関及び JICA 事務所で執務する。

(2) 参考資料

「6. 業務の背景」に記載する対象案件の概要は、以下の URL に掲載された評価報告書を参照願います。

<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

(3) その他

1) 業務実施契約（単独）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

2) 円借款案件関連の知見を有することが望ましい。

3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

＜別添＞現在実施中案件一覧（輪切りの案件は一つの事業として計上）

【電力セクター】

オモン火力発電所、ギソン火力発電所、タクモ水力発電所、ダニム水力増設事業、送変電・配電ネットワーク整備事業(II)、タイビン火力発電所、

【運輸セクター】

国道1号線バイパス道路事業、紅河橋事業、ニャットン橋事業、国道・省道橋梁改修事業、国道3号線道路ネットワーク整備事業、ハノイ市環状3号線事業、ハノイ市環状3号線建設事業（マイジックー南タンロン間）、カイメップ・チーバイ国際港開発事業、ベトナム北部国道交通安全強化事業、南北鉄道橋梁安全性向上事業、ノイバイ国際空港第2旅客ターミナルビル建設事業、ノイバイ国際空港ーニャットン橋間連絡道路建設事業、カントー橋事業、ハノイ都市鉄道（1号線）、ハノイ都市鉄道（2号線）、ホーチミン市都市鉄道（1号線）、ラックフェン国際港建設事業（港湾）、ラックフェン国際港建設事業（道路・橋梁）、南北高速道路建設事業（ホーチミンーゾーザイ間）、南北高速道路建設事業（ダナンークアングアイ間）、南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）、第2期国道・省道橋梁改修事業、クーロン（カントー）橋建設事業

【環境セクター】

第2期ハノイ水環境改善事業、ドンナイ／バリア・ブントウ省上水道整備事業、ハイフォン都市環境改善事業、南部ビンズオン省、南部ビンズオン省水環境改善事業（フェーズ2）、水環境改善事業、フェ市水環境改善事業、ハロン市水環境改善事業、ドンナイ省水インフラ整備事業、ハノイ市エンサ下水道整備事業、気候変動対策プログラムローン

【その他（農業・教育・医療など）】

中小企業支援事業、ビンフック省投資環境改善事業、貧困地域小規模インフラ整備事業、ファンリー・ファンティエット灌漑事業、高等教育支援事業、地方病院医療開発事業、衛生情報の活用による災害・気候変動対策事業、ホアラック科学技術年振興事業、カントー大学強化事業、保全林造林・持続的管理事業、ゲアン省北部灌漑システム改善事業、南北海底光ケーブル整備事業、